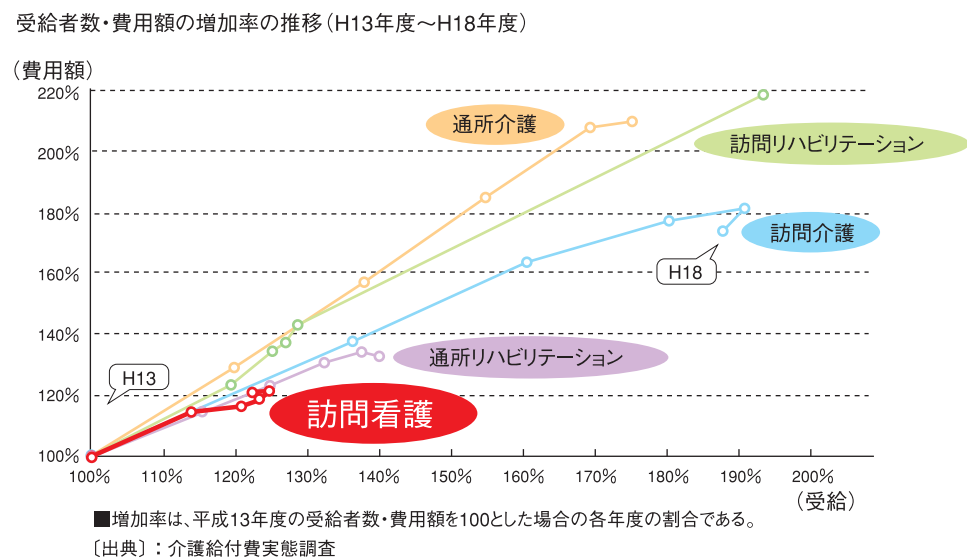


## 2 訪問看護の現状と展望

### 居宅サービスの事業別にみた増加率の年次推移



### 課題と対応

**課題** 訪問看護は在宅療養者の命綱となる制度です。入院医療と在宅医療、そして居宅介護サービスなど療養生活全体の調整役として、大きな期待を担っています。

ところが、全国の1/2の市町村にはいまだに訪問看護事業所がありません。その主な理由として

- ① 利用者把握の問題
- ② 事業経営の問題
- ③ 従事者確保の問題
- ④ 周辺業務への支援体制の問題

が指摘されています。

国民が最後まで安心できる療養生活を実現するには、このような状況を変え、訪問看護を飛躍的に伸ばすために、行動することが必要です。

**対応** 訪問看護に関連する3団体は、平成20年3月に訪問看護拡充10カ年戦略を共同で提案しました。また、その具体化と強力な推進をする場として、訪問看護推進連携会議を設置しました。訪問看護を取り巻く諸課題について、ただ改善・解決を待つのではなく、自分たちができること、行政へ要望すること、社会へ期待することの3側面から、具体的な活動を展開しています。

例えば、医療保険による訪問看護療養費は、平成20年4月の診療報酬改定で12年ぶりに引き上げられました。平成21年4月の介護報酬改定でも、訪問看護が診療報酬と矛盾なく評価されるよう見なおすことが必要です。こうした点も具体的な今年の検討事項です。

(平成21年度介護報酬に関する要望書 <http://www.nurse.or.jp/home/opinion/teigen/2008pdf/yobo20080707.pdf>)

### 3団体が提案した訪問看護活性化のためのアクションプランのポイント

	1 利用者把握の適正化	2 提供体制の改善	3 事業経営の安定化
訪問看護の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>需要予測と需要把握の方法の確立</li> <li>訪問看護イメージアップ戦略の実施</li> <li>病院の退院調整機能の強化など。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ナースセンター機能の強化</li> <li>訪問看護機能の拡充</li> <li>訪問看護管理者育成等研修の充実・強化など。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問看護の周辺業務の効率化</li> <li>事業規模拡大・複合化などによる運営基盤の強化など。</li> </ul>
行政への要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問看護需要の医療計画への明確な位置づけ</li> <li>訪問看護事業の整備支援</li> <li>退院調整機能の強化など。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第7次看護師需給見直しにおける訪問看護師の明確な位置づけ</li> <li>看護師確保策の推進</li> <li>へき地・離島等対策の実施など。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生材料・医薬品等の供給体制の改善</li> <li>コモン・システム設置・拡大のための支援事業の実施</li> <li>記録・請求業務の簡素化など。</li> </ul>
社会への期待	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅医療・訪問看護の普及啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間企業の訪問看護への参入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>IT業界・事務請負業者による参入</li> </ul>

### 訪問看護拡充のための要望のポイント (平成20年4月25日)

- 看護師による療養生活の支援が必要な者に、円滑にサービス開始できるしくみを新たにつくること。
- 平成21年度介護報酬改定において訪問看護の適切な評価を行うこと。
- 訪問看護拡充に向けた基本方針を策定すること。

### 平成21年介護報酬改定に関する要望のポイント (平成20年7月18日)

- 適切な対象把握と療養継続のための相談・支援を確実に実施できる仕組みをつくること(※)。
- 特養入所者の重度化に対応する手厚い看護・介護体制を新たに評価すること。また、施設外からの訪問看護サービス提供を可能にすること。
- 訪問看護の実態に見合う評価体系に改めるとともに、訪問看護の基盤強化機能をもつ事業所の体制を評価すること。

#### 期待される新しい仕組み

現在、約450万人の要介護認定者のうち、訪問看護を利用している方はわずか28万人にとどまっています。いまの制度では、どちらかというと要介護度の重い利用者に週3回程度、訪問看護を行うことが想定されています。しかし、比較的病状の安定した状態で在宅療養する場合には、頻繁な訪問よりもむしろ、その継続を支えるための少し緩やかな療養支援が必要です。このため、とくに要介護認定者については、あらかじめ看護職による療養生活上の支援が必要かどうかを判断し、利用ニーズを把握しておくことによって、いざという時にはすぐに駆けつけることができる安全確保のしくみ「療養継続看護(仮称)」を提案しています。訪問看護は在宅療養の命綱、それが地域内に浸透することによって、地域の健康は看護が守るという理解がますます進んでいくと期待されます。



新たなしくみを整えることで、在宅療養中の病態の変化に早期に対応し、重度化や著しい身体機能の低下を予防します。また、ご家族の動揺を受け止め、必要なアドバイスをすることで、落ち着いて対処方法を選択できるよう支援します。